

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年12月5日(木)午後1時29分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員

8番	石塚加津美
----	-------

5. 会議録署名委員           1番 村 田 和 弘  
                                  2番 山 口 吉 広

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	奥	隆	宏
農業委員会事務局次長	藪	内	雄 基
農業委員会事務局	高	橋	華 寿 紀
農業委員会事務局	三	宅	七 聖

7. 議 事

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について<br>(3条許可)                    |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規程による許可申請に対する意見について(5条許可)               |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について<br>(5条一時転用許可) |
| 議案第4号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)                 |
| 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)                  |
| 報告第2号 | 農地の一時使用について(農地の一時使用)                              |
| 報告第3号 | 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出について(農業用施設)                   |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約)            |
| 報告第5号 | 農地の使用貸借解約通知書について<br>(使用貸借の合意解約)                   |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは皆さんおそろいですので、令和6年第12回の久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は石塚委員より欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる11月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 1番 村田和弘委員
- 7番 内田裕夫職務代理者
- 8番 石塚委員
- 17番 内田孝司委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- |       |   |    |
|-------|---|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について<br>(3条許可)                        | 8件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に<br>対する意見について(5条許可)               | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による(一時転用)<br>許可申請に対する意見について<br>(5条一時転用許可) | 1件 |
| 議案第4号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の<br>決定について(利用権設定)                 | 9件 |
| 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用<br>届出について(5条届出)                  | 1件 |

(会長)

報告第2号	農地の一時使用について（農地の一時使用）	1件
報告第3号	2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）	1件
報告第4号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約）	2件
報告第5号	農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約）	3件

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたしたいと思います。1番の村田和弘委員、それから2番の山口委員、両名の方どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、資料に基づきまして、議案を進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたしたいと思います。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号35から受付番号42の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長)

それでは続きまして、議案第1号受付番号35の案件につきまして、まず事務局のほうから説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号35について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号35について、ご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号35を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号36の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号36について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書4ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からお願いをいたしたいと思っております。

(●●●●委員)

報告いたします。農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

(●●●●委員)

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号36の案件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。今、事務局からの説明と現地調査委員さんから農地所有適格法人の要件につきまして、ご報告いただきました。両方併せて今、説明をいただきましたので、それを参考に何かご意見あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。

よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号36を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号37の案件について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号37について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号37の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号37を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号38の案件について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号38について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書9ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号38につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号38を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号39と受付番号40は、譲受人が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号39について、議案書10ページをご覧ください。

次に、議案第1号受付番号40について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号39と受付番号40、この2件につきまして説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号39と受付番号40を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号41の案件につきまして、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号41について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号41につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号41を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号42の案件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号42について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号42について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号42を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

まず議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号3について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号3について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。市街化調整区域内の農地を所有権移転して農業用施設及び露天駐車場として転用する内容となっています。

また農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書18ページから20ページ上部をご覧ください。20ページ下部には、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしています。

なお、対象農地は農振農用地ですので、農振法上の利用目的変更の手続きも合わせて行われています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページと9ページをご覧ください。9ページにつきましては、土地利用計画図となっています。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号3の説明が今、事務局からありました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

(会長)

それでは、議案第3号に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見について、を議題といたします。

まず議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、少々草が生えておりましたが、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号1と報告第4号、報告の案件と関連がございます。報告第4号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号9は関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号1について説明する前に、関連する内容として、報告第4号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号9を先に報告します。

報告第4号受付番号9について、議案書43ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。3筆の内、いちばん南側が対象の農地になります。

本件については、令和6年11月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第3号受付番号1について、議案書21ページをご覧ください。市街化調整区域内の農地を貸借し、工事用の現場事務所、資材置場や駐車場として一時的に転用をされる内容となっています。

(事務局)

地図では少し分かりにくいのですが、こちらの農地は周囲を●●●に囲まれている飛び地となっており、●●●の開発工事に伴い、隣接する当該農地を一時的に現場事務所等に利用したいということで今回の申請がなされました。●●●の農地と一体で利用されるため、●●●にも同様の申請がなされています。案件書にもございますとおり一時転用ですので、工事完了後は農地として復旧されます。

また農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書22ページから24ページ上部をご覧ください。24ページ下部には、許可の基準となります運用通知の抜粋をお付けしています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページと11ページをご覧ください。11ページにつきましては、土地利用計画図となっています。太い四角で囲んでいる部分が久御山町の対象農地になります。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号1及び報告第4号受付番号9について、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、議案第4号について、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号111から受付番号119の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号111について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号111について、議案書25ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第4号受付番号111、この案件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号111について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号112について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号112について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書28ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページと14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号112について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号112について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号113について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号113について、議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書30ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号113について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号113について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号114について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号114について、議案書31ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書32ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号114について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号114について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号115と受付番号116については、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。また、報告第5号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号4と受付番号6についても関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号115と受付番号116について説明する前に、関連する内容としまして、報告第5号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号4と受付番号6を先に報告します。

(事務局)

報告第5号受付番号4について、議案書44ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に、報告第5号受付番号6について、議案書46ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページと18ページをご覧ください。

受付番号4は令和6年10月28日付け、受付番号6は令和6年11月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきますことを申し添えておきます。

改めまして、議案第4号受付番号115について、議案書33ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号116について、議案書33ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書34ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の同じく17ページと18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号115と受付番号116及び報告第5号受付番号4と受付番号6について、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号115と受付番号116、この2件につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号117について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号117について、議案書35ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書36ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号117について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号117について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号118と受付番号119については、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号118について、議案書37ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号119について、議案書37ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書38ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の20ページと21ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号118と受付番号119について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございます。それでは採決に入ります。議案第4号受付番号118と受付番号119、この2件について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

まず、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、受付番号7について、まず事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号7について、議案書39ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の22ページをご覧ください。

本件については、令和6年10月28日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号7の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、報告第2号に入ります。報告第2号農地の一時使用について、受付番号2について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号2について、議案書40ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の23ページをご覧ください。

本件については、令和6年11月5日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号2の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にないようですので、報告第3号に入ります。報告第3号2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について、受付番号3について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第3号受付番号3について、議案書41ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の24ページをご覧ください。

本件については、令和6年10月21日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第3号受付番号3の報告がございましたが、何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようですので、報告第4号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号8について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第4号受付番号8について、議案書42ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の25ページをご覧ください。

本件については、令和6年11月5日付けで会長専決し、届出の受理をしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第4号受付番号8の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にないようですので、受付番号9についてはすでに報告済みですので、次に進ませていただきます。

それでは、報告第5号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号4はすでに報告済みですので、受付番号5について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第5号受付番号5について、議案書45ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の26ページをご覧ください。

本件については、令和6年11月5日付けで会長専決し、届出の受理をしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第5号受付番号5の報告がございましたが、何かございますでしょうか。

よろしいですか。特にご意見もないようですので、それでは、受付番号6につきましてもすでに報告済みですので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時05分 終了